



LIFRE

**Legal Information Flash Report
from MCLAW**

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

退任取締役の退職慰労金の減額に関する近時の最高裁判所判例(R6. 7. 8)及び先の国会で成立した産業競争力強化法等の一部を改正する法律の内容についてご紹介します。

◆退任取締役の退職慰労金を減額した会社及び代表取締役の賠償責任を否定した最高裁判決（最一小判令和6年7月8日）

1 事案の概要

Y₁の代表取締役であったXは、在任中、自らの報酬に関する税負担を会社に転嫁し、かつ、社内規程違反の宿泊費等の支給を受け続けるため、自らの報酬を大幅に増額する（本件行為1）、Y₁をして社内規程の上限額を大幅に超える交際費を支出させる（本件行為2）、Y₁をして文化芸術活動の支援事業等の費用を負担させる（本件行為3）等の行為に及んだ。これによる会社の損害は、約3億5000万円を超えた。

Xの退任に対し、Y₁は、「在任中特に重大な損害を与えたもの」につき、基準額を減額できるとの規程に基づき、Xの退職慰労金を減額した。

こうした中、Xが、Y₁に対して会社法350条に基づき、Y₁の代表取締役Y₂に対して不法行為に基づき、それぞれ損害賠償を求める訴訟を提起した。

原審はこれを容認したため、Y₁らが不服として上告したのが本件である。

2 判決要旨

取締役会は、取締役の職務の執行を監督する見地から、当該退任取締役が上告人会社に特に重大な損害を与えたという評価の基礎となった行為の内容や性質、当該行為によってY₁が受けた影響、当該退任取締役のY₁における地位等の事情を総合考慮して、上記の点（筆者注：減額事由の有無と減額の幅）についての判断をすべきである。そして（中略）、取締役会は、上記の点について判断するに当たり広い裁量権を有するといふべきであり、取締役会の決議に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるといふことができるのは、この判断が株主総会の委任の趣旨に照らして不合理である場合に限られると解するのが相当である

3 コメント

本判決は、退職慰労金の減額決定に際し、会社に広範な裁量権を認めており、今後、会社による減額が違法とされる場面はかなり限定されることになると考えられます。退職慰労金制度を採用している企業にとっては、実務上極めて重要な意味を有すると思われるので、一度、判決文を参照されることをお勧めします。

◇産業競争力強化法等の改正

令和6年6月、「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」が公布され、国内投資拡大

及び中堅企業・スタートアップへの支援措置が講じられることになりましたのでご紹介します（施行日は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において政令で定める日です）。

1 戦略的国内投資の拡大

- ① 電気自動車、グリーンスチール、持続可能な航空燃料（SAF）、半導体など、特定の商品に関する生産販売計画を主務大臣が認定した場合、税制上の優遇を受けられます。
- ② 知的財産の活用状況を政府が調査できる規定を置き、一定の知的財産を用いている場合には税制優遇（イノベーション拠点税制）を受けられます。

2 国内投資拡大に繋がるイノベーション及び新陳代謝の促進

- ① 常用従業員数2000人以下の会社等（中小企業者を除く）を中堅企業者とし、そのうち賃金水準が高く国内投資に積極的な中堅企業者を特定中堅企業者として、成長を伴う事業再編計画を主務大臣が認定した場合、税制優遇（中堅・中小グループ化税制）や、金融支援策を受けられます。
- ② 産業革新投資機構（JIC）が有価証券等の処分を行う期限が2034年3月末から2050年3月末までに延長されます。
- ③ スタートアップがストックオプションを柔軟かつ機動的に発行できる仕組み（ストックオプション・プール）が整備されます。
- ④ 企業と大学等の共同研究開発に関する、標準化と知的財産を活用した市場創出の計画を主務大臣が認定した場合、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）や国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）からの助言を受けることができます。

（弁護士友成、弁護士門屋）

法務トピックス

◆改正建設業法（令和6年9月1日施行）

建設業の担い手確保や労働者の処遇改善（賃金引上げ）等を目的として本年6月7日に建設業法が改正され、今後段階的に施行されますが、まず、「労務費の基準」や工事契約の調査を建設業法に位置づけるとする一部規定が9月1日より施行されます。①中央建設業審議会は、建設工事における適正な労務費の基準を作成・勧告できるようになり、②国土交通大臣は、建設工事の請負契約適正化及び建設業従事者の処遇確保のため、必要な調査を行い、その結果を公表できるようになります。